

(集会アピール)

被災者本位の復興とともに、生活再建支援制度の抜本改正を実現しよう

災害対策全国交流集会は東日本大震災・津波で甚大な被害を受けた岩手県大槌町で開かれた。震災から7年8か月たった2018年9月現在でも、把握されている限りで約5万7千人の被災者が応急仮設やみなし仮設住宅等での生活を余儀なくされている。大震災・津波を風化させることなく、被災者の生活と生業の再建に政府が最後まで責任を果たすことが求められる。

この間、日本列島は災害列島の様相を呈している。2014年の広島土砂災害、15年の常総市の豪雨水害、16年の熊本地震、17年の九州北部豪雨、そして今年18年には、6月の大阪北部地震に続いて、7月の西日本豪雨、9月には台風による豪雨と強風が近畿地方を襲い、その直後に北海道胆振東部地震が発生した。

当該都道府県は、被災者の救援と復旧に力を尽くしているが、国や地方の公務員の削減や民間委託の拡大、市町村合併などによって被災者に十分な支援のが届いていないのが現状である。

阪神・淡路大震災被災者を中心とした公的補償を求める運動のなかで結成された全国災対連は、被災者の住宅再建にかかる支援制度の拡充に力を入れてきた。被災者生活再建支援法は1998年5月に施行され、2004年に第1次改正が行われて支援額の上限は300万円となったが、それ以降変わらず、支援対象も全壊と大規模半壊のみに限られている。2007年の第2次改正では4年後の見直しが生り込まれたがいまだに放置されており、その拡充は待ったなしの課題となっている。

熊本地震での家屋被害は全壊8,658棟、半壊34,492棟、一部損壊は154,157棟にのぼる。大阪府での一部損壊被害は、大阪北部地震では24,631棟、台風21号の災害では42,735棟にもものぼる。支援金の上限は、少なくとも500万円に引き上げるとともに、支援対象は半壊や一部損壊にも拡大させなければならない。

「支援法」の抜本改正を求める私たちの運動は、野党共闘として前進している。立憲、希望、国民、共産、自由、社民の野党6党は、2018年3月7日に「復興加速4法案」を国会に共同提出した。通常国会では継続審議となっているが、全国知事会も支援対象を拡大することを国に求めており、情勢は変化している。この法案の成立を早期に実現するためにも、来年の一斉地方選挙や参議院選挙での争点とすることも含め、全国での運動を強化しなければならない。

被災者生活再建支援法の施行から20年が経過したいま、私たちは、この災害対策全国交流集会の名で呼びかける。

- ① 被災者生活再建支援制度の抜本的拡充を求める国会請願署名を多くの国民・市民に働きかけ、大きな世論をつくろう。
- ② 地方自治体や地方議会に働きかけ、被災者生活再建支援制度の抜本的拡充を求める意見書採択を勝ちとろう。
- ③ 地元選出の国会議員に働きかけ、被災者生活再建支援法改正への支持と理解をひろげよう。

2018年11月12日

災害対策全国交流集会 2018in いわて参加者一同